

# 就学支援(奨学金制度)

入学から卒業するまで、学生生活を有意義に過ごすためには、経済面を安定させる必要があります。何らかの経済的理由により修学困難な場合の援助として、奨学制度があります。

奨学制度についての質問や相談、奨学金を希望する場合は学生・キャリア支援課まで来てください。

## ① 日本学生支援機構

### 給付奨学金制度

2020年4月から進学・進級する学生対象に経済的理由で大学・専門学校への進学をあきらめないよう、国からの給付奨学金が始まっています。

世帯収入の基準を満たしていれば、成績だけで判断せず、しっかりとした「学ぶ意欲」があれば支援を受けることができます。

併せて、給付型奨学金の対象となれば、大学・専門学校等の授業料・入学会員も免除又は減額されます。

詳しくは日本学生支援機構または文部科学省のホームページを確認の上、学生・キャリア支援課までお問い合わせください。

### 貸与奨学金

独立行政法人日本学生支援機構法にもとづいて設立された日本学生支援機構（JASSO）が行なっている奨学金です。

本学において家庭の経済状況・学業・人物などの資料をもとに選考し、「第一種奨学金」（無利子）と「第二種奨学金」（有利子）とに分けて日本学生支援機構へ推薦します。

#### ①種類

種類	目的	定員
第一種奨学金 (無利子)	特に優れた学生で、経済的な理由により著しく修学困難な学生に貸与	日本学生支援機構からの割り当てにより定員は毎年変更されます。
第二種奨学金 (有利子)	経済的な理由により修学困難な学生に貸与	

#### ②貸与金額・募集時期など

種類	対象	月額貸与額	選考	募集
第一種奨学金 (無利子)	全学年	月額20,000円、30,000円、40,000円または54,000円 (自宅) 月額20,000円、30,000円、40,000円または64,000円 (自宅外)	成績 経済状況	4月上旬頃 (掲示板・TOPOS にて連絡)
第二種奨学金 (有利子)	全学年	月額20,000円～120,000円 (10,000円刻み)	成績 経済状況	

### ③不定期採用

種類	対象	月額貸与額	選考	募集
第一種奨学金 (無利子)	家計が 急変し た学生	月額20,000円、30,000円、 40,000円または54,000円 (自宅) 月額20,000円、30,000円、 40,000円または64,000円 (自宅外)	成績 経済状況	随時
第二種奨学金 (有利子)		月額20,000円～120,000円 (10,000円刻み)	成績 経済状況	

※2019年度募集内容参照

### ② 東邦STEP奨学金

「東邦STEP」受講生の中から優秀な成績をおさめた学生を奨励する給付制の奨学金制度です。また、給付条件である「東邦STEP」の受講に関しては学生・キャリア支援課が窓口になります。

対象	給付額	選考	人数	募集
東邦STEP受講生	1年分の授業料 相当額と東邦 STEP受講料 相当額	活動内容、成果	各学年 若干名	年度末

### ③ 邦友会育英金(同窓会)

対象	年間給付額	選考	人数	募集
本学卒業生との関係が1親等 または兄弟・姉妹である学生	50,000円	書類	若干名	6月頃 (掲示板にて連絡)

※採用限度回数は在学中1回

### ④ その他学外の就学支援

全国の諸団体で行っている奨学制度の中には、地方自治体（都道府県市区町村）、民間育英事業団体などによるものがあります。しかし、大学を通して奨学生募集をしている団体は少なく、募集の方法・時期などは統一されていません。従って、この制度の利用を希望する学生は、機会を逸することないよう心がけてください。

本学に募集依頼がきたものについては、そのつど掲示板でお知らせします。

## その他の就学支援一覧

名称および種類（利子の有無）		種別	金額	給付および貸与条件	備考
国の教育ローン	融資	貸与	350万円(限度額)	世帯の年間収入が所定金額内の方	1年申込受付
あしなが育英会	一般 奨学金（無利子）	貸与	¥40,000(月額)	保護者等が病気や灾害、自死などで死亡したり、それらが原因で著しい後遺障害で働けないため、教育費に困っている家庭の学生	採用から最短修業年限まで 貸与
	特別 奨学金（無利子）	貸与	¥50,000(月額)		
交通遺児育英会	一般 貸与（無利子）	貸与	¥50,000(月額)	保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な学生	4万円、5万円、6万円から 選択 採用から最短修業年限まで 貸与
	入学一時金（無利子）	貸与	¥400,000(一括)		
横山育英財団	一般 給付	給付	¥18,000(月額)	学業、人物ともに優秀で、かつ、健康であって、経済的理由により修学が困難と認められる学生	採用から最短修業年限まで 給付

## ① キャンパス環境

本学ではキャンパス内全面禁煙に取り組んでおり、喫煙可能な場所は次の二ヶ所です。

### (1) C棟屋上

※喫煙のマナーを守ってください。吸殻のポイ捨てや火のついたままの吸殻の放置は喫煙マナーとして許されることではありません。

## ② 規則・罰則

道路交通法、名古屋市安心・安全・快適条例等に沿って規程を制定しています。

### 学生の懲戒処分に関する規程運用細則（ルール・マナー）〈抜粋〉

第2条 ルールやマナーに反する行為とは、次のものをいう。

- (1) 大学内において指定の場所以外で喫煙をする。
- (2) 大学周辺の公道において寝そべり、座り込み、しゃがみ、立ち止まり等、交通の妨害となるような行為をする。また道路上での喫煙、タバコの吸殻やゴミを灰皿やゴミ箱に入れずに路上に捨てる。
- (3) 大学周辺の私有地を無断で通り抜ける、または私有地に無断でタバコの吸殻やゴミを捨てる。

### （罰則）

第3条 ルールやマナーに反する行為をした場合は、次の指導・罰則を適用する。

- (1) 第1回目：二者（本人・演習担当者）の面談指導  
なお、正当な理由なく面談に応じなかった場合は、2回目の三者面談を適用する
- (2) 第2回目：三者（本人・演習担当者・学生委員）の面談指導の後、保証人に対する文書で通知
- (3) 第3回目：戒告（および停学予告）
- (4) 第4回目：停学

# 通学・駐輪場利用

## ① 通 学

### 自動車通学

本学では学則第1条に基づき、法律を遵守し社会的規範に従って行動できる人間を育成するために、本学学生の自動車通学に関し、「学生の懲戒処分に関する規則」ならびに運用細則を定めています。現在、違法・迷惑駐車が社会的に大きな問題となっており、特に本学周辺では深刻な状況にあります。身体に障害があることにより、公共交通機関による通学が困難な場合などは学生・キャリア支援課が相談にのりますが、それ以外の学生は自動車通学を行なわないでください。万一、自動車通学を行なう場合は、各自で駐車場を借りるなど近隣の方々の迷惑にならないようにしてください。

#### 学生の懲戒処分に関する規程運用細則（違法、迷惑駐車）〈抜粋〉

第2条 迷惑駐車であるか否かは、迷惑駐車であると通告した者、通告を受けた車両を利用して通学した本学学生、学生委員、以上3者による実地調査の結果をもって、学生委員会が判断するものとする。

なお、本学学生がこの実地調査に同行しない場合は、迷惑駐車であると通告した者、学生委員による実地調査をもってこれに代えるものとする。

第3条 違法、迷惑駐車であると判断された場合は、教授会の議を経て以下の罰則を適用する。ただし、学生委員会の指示に従わなかった場合、あるいは真摯な態度で活動を実施しなかった場合には、第2回目の罰則を適用する。

- (1) 第1回目の場合は、戒告とともに停学予告を行い、さらに学生委員会が指示する活動を指示された期間実施する。
- (2) 第2回目の場合は、停学とする

## ② 地下駐輪場の利用

- ・自転車、自動二輪車、原動機付自転車の駐輪場となっています。整理整頓につとめてください。
- ・エンジンをむやみにかかるないようにしてください。
- ・長期間駐輪したままになっている場合は、放置車両として処分する場合があります。

大学周辺は高校生や幼稚園児の通学路になっています。路上駐車および無謀な運転は絶対にしないでください。事故の加害者になれば、法的な責任を負うことはもちろん被害者の人生を大きく狂わせることにもなります。

また、自身の学業の継続も危ぶまれます。以上のことを見逃さないで必ず、交通法規・交通道徳など遵守し、常に安全運転に心がけてください。

# アルバイト

## ① 注意事項

最近では、企業が人件費の削減のために、正社員が行っていた責任の重い仕事を低賃金の学生アルバイトにやらせる、いわゆる「ブラックバイト」が大きな社会問題になっています。

学生生活の必要経費の不足分を少しでも補うには、日本学生支援機構などの奨学金制度を活用することができますが、それでもなお不足をきたす場合はアルバイト収入に頼らざるを得ないと思います。

こうした学生の状況につけ込み、学生アルバイトに正社員並みの義務やノルマを課したり、違法な労働をさせたりする企業が増加しています。「たかがバイトだから」と言って簡単に辞めることも難しくなってきています。

アルバイトをする場合は、学業や健康に支障をきたさないように就労期間、時間、業務内容、賃金等の雇用条件をしっかり確認してください。また、就業前の疑問や就業後のトラブル、就業中の事故及び条件の違いなど問題が生じた場合は学生・キャリア支援課や演習担当者など、相談しやすい人へ相談してください。

# 下宿

## ① 社会人として最低限のルール

親元から離れ、一人の社会人として生活していくことになります。家賃、光熱費などといった生活費の管理から食事、掃除・洗濯、ゴミ処理など身の回りのこと全てを自分でやらなければなりません。自覚と責任をもって行動してください。

社会生活を送る上で、最低限のルールは他人に迷惑をかけないということです。夜遅くまで騒がない、ゴミは決められた日・時間帯に出すなど基本的なルールを厳守してください。

何か困ったことが起こったり、不安なことがあったら、一人で悩まず、学生・キャリア支援課に相談してください。

## ① 紹介

保健室はA棟1階奥の右手にあります。

保健室では、心とからだの健康や保健に関する相談、定期健康診断の実施、保健指導など、健康に関する業務を行っています。また、学内でケガをしたり、気分が悪くなったりした時の応急処置もしています。

本学では禁煙に取り組んでおり、保健室では禁煙教育にも力を入れています。

## ② 健康診断

学校保健安全法にもとづいて、毎年4月のガイダンス期間に健康診断を行います。定期健康診断は自分自身の健康について考えるよい機会です。また、疾病の早期発見・早期治療につながりますので、必ず受診してください。

また、定期健康診断をもとに、就職・進学などに必要な健康診断証明書を発行しています。受診していないと発行できなくなります。注意してください。

# 学生相談室

## ① 紹介

学生相談室はA棟1階奥の右手にあります。

学生生活の上で友人のことや学業のこと、将来のことなど悩みや不安はつきないものです。一人では抱えきれない悩みもいくつかあります。そんな時、一人で悩まないで一緒に考えて行きましょう。学生相談室では、皆さんのがこころ豊かに充実した学生生活がおくれるよう、サポートをおこなっています。いつでも気軽に相談してください。どんな悩みでも構いません。もちろん秘密は厳守致します。

## ② カウンセリングの申込方法

学生・キャリア支援課または保健室で隨時行っています。メールでは24時間受付を行っています。学籍番号・氏名・希望日・相談時間を明記の上、以下のメールアドレスまで送ってください。専門カウンセラー（臨床心理士・公認心理士）によるカウンセリングを行います。

メールアドレス：[soudan@aichi-toho.ac.jp](mailto:soudan@aichi-toho.ac.jp)

## ③ 学生相談員

セクハラなど人権侵害に関する相談窓口として、学内、学外の学生相談員がいます。相談を行なう場合は、以下のメールアドレスに連絡してください。

なお、メールには、学籍番号と氏名、連絡先を必ず記載してください。

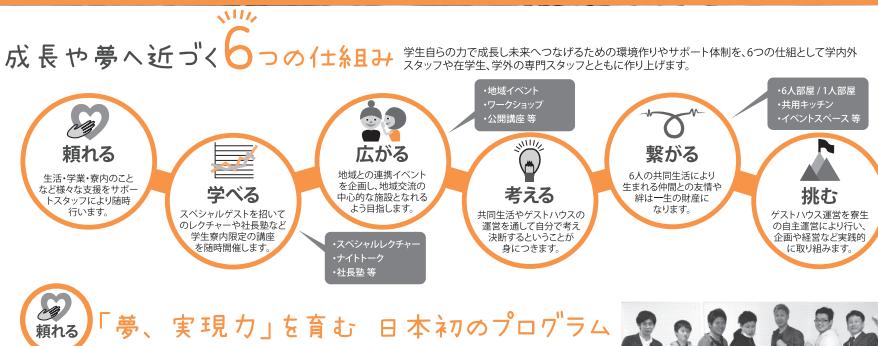
メールアドレス：[harass@aichi-toho.ac.jp](mailto:harass@aichi-toho.ac.jp)

# 学生寮



## 夢に近づく学び舎 / 寮生がゲストハウスを自主運営 TOHO Learning House

共同生活で得られる人間力とともに、授業で学んだ専門スキルを実践し、魅力ある生活環境を“学生自ら”が作り出す仕組みを兼ね備えた寮です。この学生寮は、教育活動における本学の新たな挑戦となります。



### 「夢、実現力」を育む 日本初のプログラム

この学生寮は、寮生が**自主運営するゲストハウス**が併設しているもので、ゲストハウスの運営を行なうながら生活し、経営の実践を学ぶことができる日本初の教育プログラムです。

6人部屋の共同生活で、あなたと同じように夢を追求する仲間と一緒に過ごす時間は貴重です。寮生の企画で変容し続けます。あなたにしかできない経験をあなた自身で作り上げてください。

- |                   |                          |                          |                 |    |              |    |           |
|-------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------|----|--------------|----|-----------|
| 1年                | 世の中を知る                   | 2年                       | 企画を考える          | 3年 | 社会への旅立ち...?? | 4年 | リーダーを経験する |
| 多様な経験を積み、適性を見極める。 | 将来に繋がるプロジェクトを立ち上げ、運営を行う。 | あなたが社会で生きていかための戦略を打ち立てる。 | 東を通じてリーダーを経験する。 |    |              |    |           |



寮生と頼れるスタッフ

### 次世代を切り拓く アントレプレナー育成講座



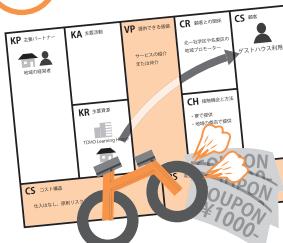
TOHO Learning Houseでは、地域を巻き込んだ様々なプロジェクトを進める上で、ビジネスに利用される一般的なフレームワークを用いて、**実社会で即戦力となり得る基礎力を楽しく学べるアントレプレナー育成講座**を随時開講しています。市場 / 講師分析、企画立案、マーケティングの3つをテーマに「新しい商品やサービスを生み出す力」を育みます。



ミーティングの様子



## 地域を元気にするプロジェクト



この寮は「名東区の地域プロモーター」にするというコンセプトのもと、ゲストハウスに訪れたお客様が**地域のサービスを利用**することができる仕組みを考えたプロジェクトを立ち上げています。例えば、近隣飲食店の割引クーポンや、レンタサイクリングサービスなど、地域資源とゲストハウスを繋いで、**地域に開かれた寮**とできるようにこの物件における附加価値を創出します。そういうことで地域に利益と活動を与えることを目指しています。



## 熊本地震支援活動 やあばい九州！



九州大学生有志によって立ち上げた熊本地震被災地支援活動である「やあばい九州！」とコラボして寮生が愛知県5カ所で被災観光地の熊本県阿蘇・大分県湯布院の物産品販売サポートを行いました。



## ある日の生活

起床

今日も  
賀茂グリの日！

広報



受け付け



循環リネン回収



食事

就寝



ミーティング



## 快適な施設

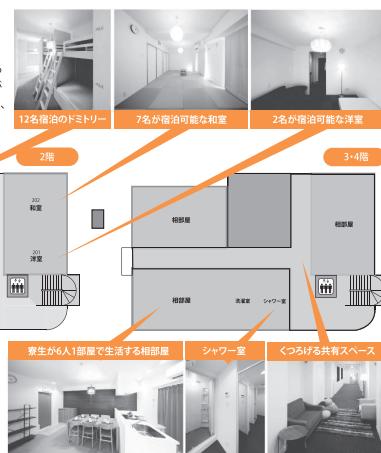
建物は、地下1階から地上5階までの6フロアとなっています。地下1階は、イベントやレクチャーに使える多目的室、1階は管理・室やイベントスペース、2階は学生が運営するゲストハウス、3階から5階までが学生寮となっています。3階は男子専用フロア、4階は女子専用フロア、5階は1人部屋専用フロアとなっており各階には、セキュリティが完備されています。



1階



2階



3・4階



## 寮生になって挑戦しよう！

原則として、「学生寮内のルールは寮生自ら決めていく」という考え方のもと、学生寮を運営しています。寮生は、フロアリーダーやサポートスタッフとのミーティング、スペシャルゲストや外部講師によるナイトトークなどに参加していきます。積極的に学生寮のことに関わり、責任をもって行動できる寮生を募集しています。



# スポーツ施設および利用方法

## 体育館（S棟2階）

体育館は、本学の学生および教職員を対象に開放されている施設です。

正課授業や課外活動などに支障のない範囲で利用できます。

なお、使用する際には以下の事項を守って、マナーのある利用を心掛けてください。

### 1 利用方法

#### (1) 不定期

授業との空き時間に利用する場合は、S棟1階の(株)イープロへ申し出てください。利用の際には学生証が必要となりますので、必ず持参してください。その他、特別に利用する場合は、利用する1週間前までに学生・キャリア支援課へ届出をしてください。

#### (2) 定期 ※課外活動のみ対象

毎週定期的に利用する場合は、年1回、課外活動練習日の調整を行ないます。

#### (3) 日曜日、祝祭日 ※課外活動のみ対象

「課外活動許可願」を利用日の1週間前までに学生・キャリア支援課へ提出してください。

#### (4) 長期休暇期間中（夏・冬・春休暇）※課外活動のみ対象

「課外活動許可願」にスケジュールを添えて長期休暇開始日の1週間前までに地域・国際交流課へ提出してください。

### 2 休館

日曜日・祝日・本学の休業日は休館となります。原則として体育館は使用できませんが、課外活動で利用する場合は、「1. 利用方法」を参照してください。



### ③ 使用上の注意事項

- ・体育館は、常に清潔整備につとめること。
- ・体育館内では、体育館シューズを履くこと。（土足厳禁）
- ・体育館内では、喫煙、飲食を厳禁する。
- ・体育館内でのボールを蹴る行為は禁止します。（クラブ・サークル等で認められた活動を除く）
- ・附属設備、備品等は無断で使用もしくは移動しないこと。
- ・使用した運動用具等は、所定の位置に返納しておくこと。
- ・使用許可を得た目的以外に使用しないこと。また、一部もしくは全部をほかに転貸しないこと。
- ・使用時間を厳守すること。
- ・附属設備、備品、運動用具等を紛失又は破損した場合は学生・キャリア支援課へ届け出ること。
- ・盗難、紛失防止のため、貴重品の管理は各自で責任を持って行うこと。
- ・使用後は、掃除・閉窓を完全に行い、使用前の状態にしておくこと。

### ④ 附属設備および用具の使用

ロッカールームの利用について

- ・盗難防止のため、貴重品は置かないこと。
- ・喫煙、飲食は厳禁。
- ・清潔、整頓につとめること。

### ⑤ 破損時対応

学生、団体が故意または過失により、学内施設・備品等を破損等した場合は、以下のとおり対応を行ないます。

(1) 復元または弁償

当該学生またはその団体は速やかに原状に復するか、その修理にかかる経費を負担しなければならない。負担金額については協議の上、決定する。

(2) 施設利用の停止

届出の義務を怠った場合は、一定期間の利用を禁止する。利用停止期間については破損等の状況および故意または過失状況によって決定する。

(3) 始末書の提出

同学生または同団体において再度行なった場合は始末書の提出および一定期間の利用を禁止する。

(4) その他

上記以外の対応については関係委員会、部署等と協議の上、対応を決定する。

## C101トレーニングルーム(C棟1階)

スポーツ活動振興を目的とした課外教育施設として、授業等に支障のない範囲で一般学生（クラブ生を含む）を対象に施設を開放しています。

C101トレーニングルームでは、現役パーソナルトレーナーによる安全かつ効果的なサポートを導入し、競技力UP・健康増進・ボディメイクなど自身の目的・目標にあわせてC101を活用することができます。

\*利用時間・曜日については、TOPOSを確認してください。

### C101トレーニングルームの利用の流れ

#### 〈利用条件〉

- ・過去1年以内に健康診断を受診済み。
- ※健康診断書の提示をお願いする場合があります。その際は速やかに提示すること。
- ・医師による運動禁忌(禁止)を受けていないこと。
- ※運動制限を受けている場合は管理者(トレーナー)に伝え、指示を仰ぐこと。

#### 〈準備物〉

- ・室内シューズ(運動用で靴底がゴム製でないものが好ましい)
- ・タオル(自身の汗拭き用)
- ・水分補給用の飲物



## 〈利用の流れ〉

### 〔必須〕

- ・初回講習の受講(約15分) \*利用案内を行います。  
※初回講習後に利用証を発行します。

### 〔隨時〕

- ・利用中のフォームチェック&修正アドバイス
- ・トレーニング内容等の相談&アドバイス

### 〔希望者のみ〕

- ・姿勢&身体機能性のチェック(約10分/人)
- ・目的に適したトレーニング法のアドバイス(約10分/人)
- ・トレーナーによるメニューのプランニング&作成(約20分/人)



# 学生会・課外活動

## ① はじめに

課外活動は学生の自由意思に基づき自分自身で責任を持ち、主体的に取組むものです。その運営については学生の自主性に任されています。

課外活動に参加することで、集団活動の実践的な体験を通じ、リーダーシップやメンバーシップの精神を身につけ、人間性を育むものです。また、共通の目標に向かって責任を分かち合うことで信頼関係を築くなど、コミュニケーション能力の向上に大きく役立ちます。

本学においては正課教育とともに大学教育の一環として活発な課外活動がおこなわれるよう援助と助言を行っています。

## ② 学生会

学生会は、本学の全学生をもって組織されています。

この学生会を中心として、大学祭、クラブ・サークル活動など学生間の課外活動の企画、運営を行っています。

## ③ 課外活動

### (1) クラブ・サークルの設立

クラブ・サークルを設立するときは、顧問として専任教職員を1名お願いし、「課外活動団体設立趣意書」と「団体規約」、「クラブ在籍者名簿」を添付して学生・キャリア支援課へ提出してください。設立は、年1回5月に行います。

### (2) 疾病・事故について

#### ①事故・ケガをしたら

学内の場合は直ちに、学生・キャリア支援課または保健室へ連絡をし、指示に従ってください。

学外の場合は引率者の指示に従い、落ち着いて行動してください。引率者がいない場合は必ず大学へ連絡をするようにしてください。

#### ②学生教育研究災害傷害保険

万一の事故に備えて、入学時に「学生教育研究災害傷害保険」に加入しています。正課活動中または課外活動中におこった場合に適用されますので、学生・キャリア支援課または保健室まで来てください。

## 地域連携活動の目的

「学びと成長の場を地域に拡げ、活性化に貢献する。」

一名東区を中心とした地域連携活動の拠点。学内外と連携しながら地域活動支援をする一

### 〈地域連携活動支援〉

地域連携活動に関する窓口となり、外部との相談、連絡、情報発信、調整をしています。また、学内での地域連携活動の把握とサポートをします。

(提携先:名古屋市、名古屋グランパス、名東区、日進市等)



### 〈ボランティア活動支援〉

ボランティアについての紹介や相談をします。さまざまな情報をTOPOSや掲示物にて随時お知らせします。相談会や交流会などのイベントを行い情報共有やコミュニケーションをとっています。

(震災、海外、清掃、防犯、学習支援、イベント運営、収集寄付ボランティア等)



### 〈生涯学習支援〉

地域に開かれたキャンパスとして、本学の特色を活かした愛知東邦大学コミュニティカレッジ(ATUCC)講座を開講しています。交流を通じて、学ぶ楽しさや喜びを共有し、生涯を通じた学びをより充実したものとなるように支援します。



利用時間 9:00～17:00

場 所 S棟1階 食堂(ALS)正面

メールアドレス [chiiki@aichi-toho.ac.jp](mailto:chiiki@aichi-toho.ac.jp)

地域連携センターHPは  
こちらから→



### 東邦学園地域スポーツクラブ

東邦学園のスポーツに関する人材やネットワーク、施設を最大限に活かし、地域の皆さんの健康維持増進、地域スポーツの活性化を目指して地域に根差したスポーツクラブです。現在の開設種目は、「体操」と「女子サッカー」です。今後、種目数を増やす予定です。

指導補助をしてくれる学生スタッフを随時募集しています。

# 悪質商法～甘い誘いに要注意～

## ① 悪質商法

大学生など、若者をターゲットにした悪質商法が横行しています。以下のような悪質商法には、くれぐれも気を付けてください。自分はひっかからないと思っていても被害が増えている事実は無視できません。また、悪質商法に関することで困っている人は、どんなことでもかまいませんので、学生・キャリア支援課へ相談してください。

若者をねらった悪質商法には次のようなものがあります。

### (1) マルチ商法

個人を商品の販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘すれば収入になると商品の購入をさせ、販売組織を連鎖的に拡大しつつ、商品・サービスの提供を行う商法。

### (2) 資格取得商法（電話勧誘販売）

突然電話がかかってきて、行政書士、電験三種、旅行業務取扱主任などの国家資格が簡単に取れると言われ、あいまいな返事をすると、“申し込んだ”と解釈され、高額な金額を請求する商法。

### (3) 自己啓発（性格改造）商法

性格判断等のアンケートに回答すると、電話で呼び出され、「性格を変えてみないか」「就職にも有利」「人生が変わる」などと言われ、内容がよくわからないままに高額な契約をさせる商法。

### (4) キャッチセールス商法（エステティック・化粧品・絵画・宝石など）

街角でアンケートなどと呼び止められ、執拗な勧誘（軟禁、監禁、強要といつても良い場合もある）で法外な高額商品を契約させる商法。

おいしい話には罠があります。落ち着いて判断してください。

## ② 契約の解除について

### (1) クーリング・オフ

消費者にとって不意打ちとなるような訪問販売や電話勧誘販売などの場合、冷静に考える時間を設け、一定期間内であれば契約を解除できる制度が「クーリング・オフ（無条件解約）」制度です。また、長期間の契約で途中解約などのトラブルが多い、エステティックや外国语会話教室などの継続的サービス取引（特定継続的役務提供）についても訪問販売法の改正により「クーリング・オフ」が適用されるようになりました。

## (2) クーリング・オフの期間

①訪問販売に該当する場合（アポイントメント商法、キャッチセールスなど）

契約書などの書面の交付を受けてから8日以内

②電話勧誘販売に該当する場合（資格）

契約書などの書面の交付を受けてから8日以内

③特定継続的役務提供（エステティック、外国语会話教室など）

契約書などの書面の交付を受けてから8日以内

④連鎖販売取引（マルチ商法）

契約書などの書面の交付を受けてから20日以内

## (3) クーリング・オフの方法

①販売会社に上記期間内に契約解除の書面を送ります。

②書面は発信したことが証明できる配達記録郵便や内容証明郵便で送ります。

③クレジット契約をしている場合は、信販会社へも書面を送ります。

## (4) クーリング・オフが適用されない場合（注意！）

①一般の店舗販売および通信販売には、クーリング・オフ制度は適用されません。

（特定継続的役務提供を除く）

②訪問販売法であっても、開封したり、一部使ってしまった化粧品・洗剤などの消耗品、乗用車や現金取引で3,000円未満の商品は適用されません。

もし、悪質商法の被害にあってしまったらすぐに、学生・キャリア支援課または名古屋市消費生活センターに相談をしてください。契約解除についての相談に応じます。

### ●名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ11階

平日 9:00～16:15 TEL (052) 222-9671

土日 9:00～16:15 TEL (052) 222-9690

### ●消費者センターホームページ

<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

### ●アクセス

地下鉄「伏見駅」6番出口から南へ350m

地下鉄「大須観音駅」4番出口から北へ450m

消費者ホットライン

いやや  
188(局番なし)

## ■ はじめに

学術情報センター（L棟：ラーニングコモンズ）は、図書館機能、情報センター機能、学習相談機能を融合した施設です。複数の学生が集まって、グループ学習やプレゼンテーションの練習など学生の皆さんのが主体的に学習することができます。

また、講演会やイベント、ワークショップなどを開催し、皆さんの多様な活動を支援します。

## ■ L棟の目標

- 1 新しい知の「創造」と「共有」と「蓄積」を第一義的に考える。
- 2 東邦学園人材輩出4つのキーワード「自分でものを考える」「互いが学び合える」「学び直せる」「自らの行動に誇りを持てる」を具現化する。
- 3 学生がともに学ぶ共有スペースで、自立的な学習を支援し知の形成を促す。

## ■ L棟利用方法

### 1 利用時間

平 日 8：40～20：00（長期休暇中は9：00～17：00まで）

土曜日 8：40～17：00（長期休暇中は9：00～13：00まで）

※日曜日、祝日とその振替休日、大学開学記念日は利用できません（ただし、学年暦記載の授業実施日を除く）。

※L棟の利用ができない日（大学閉鎖期間や臨時閉鎖など）については、掲示等でお知らせします。

### 2 利用申し込み方法(3A階グループ学習室、4A階LCホールなど)

- (1) 事前に予約する場合は、使用申請書を提出してください。
- (2) 申し込み時期は、原則として前月最初の開館日から利用当日直前までです。
- (3) 同一曜日限の継続的予約は原則できません。

不明な点があれば、L棟2A階カウンターまでお越しください。

### ③ 利用できるサービス

#### (1) 学習相談・総合相談窓口

大学での学習方法や生活面の相談など、さまざまな相談に対応する総合窓口です。皆さんの大学生活をあらゆる面から支えます。学習・生活上で何かわからないこと、心配なことがあったらL棟2A階カウンターで相談してください。

もちろん、意欲的に「こんなことをやってみたい」と考えている人もぜひカウンターにお越しください。

#### (2) 図書資料の利用

図書資料の利用、貸出などの図書館としてのサービスを行なっています。詳細は50ページ「5.利用サービス」を参照ください。

#### (3) PC利用に関する支援

PC利用に関する支援を行なっています。詳細は52ページを参照してください。

### ④ 利用時の注意

利用する方全員が気持ちいいと思える空間にするために、皆さんのご協力をお願いします。

- (1) 学習活動に関わらない大声での会話や3A階・3B階における携帯情報端末（スマートフォン、携帯電話など）を利用した通話はやめましょう。
- (2) 飲食は原則として禁止です。ただしペットボトルやタンブラーなど蓋ができる容器は持ち込みおよび飲むことが可能です。
- (3) 学習活動に関わらないゲーム類の持ち込みおよび各種勧誘活動は禁止です。
- (4) その他、周囲の学習の妨げとなる行為はやめましょう。

## 図書利用

### 1 貸出方法

資料と学生証または利用証を添えて、3A階または2A階カウンターで手続きをしてください。

なお、3B階のブラウジングルームでは自動貸出機で手続きをしてください。

対象者	貸出冊数	貸出期間
本学の学生・研究生・科目等履修生・愛知県単位互換制度利用学生	10冊以内	2週間以内

※ただし卒業研究や4年次専門演習の論文・レポート並びに教育・保育実習に関わる貸出について20冊以内・1ヶ月以内の貸出が可能です。

※雑誌のバックナンバーは1週間貸出可です。

### 2 貸出延長

貸出期間を延長したい時は返却期限内に該当資料をカウンターに持参し、延長手続きをしてください（1回のみ）。ただし該当資料を他の利用者が予約している時は延長できません。

### 3 禁帯出資料

以下の資料はL棟以外へ持ち出すことができません。

- (1) 参考図書（事典・白書など）※赤色のラベルが貼ってあります。
- (2) 新刊雑誌（バックナンバーは1週間貸出可）
- (3) 視聴覚資料（ビデオ・DVD・CDなど）
- (4) 新聞

### 4 返却方法

必ず返却期限内に資料をカウンターまでお持ちください。学生証は不要です。  
利用時間外の時は図書返却BOXを利用ください。

### 5 利用サービス

#### (1) 予約制度

希望する資料が貸出中の時に、次の利用を予約することができます。予約した本が戻ったらTOPOSでお知らせするとともに、カウンターで取り置き（2週間）します。

## (2) リクエスト制度

購入してほしい資料がある時は「To Libraryカード」に書いて申し込むことができます。後日回答を3A階カウンター横にあるコミュニケーションボードに掲示します。

予約・リクエストはOPAC(蔵書検索端末)の「My Library」からもできます。

## (3) 相互利用制度

求める資料が本学にない時は、この制度を利用して他大学の図書館などから入手することができます。

### 〔文献複写依頼〕

雑誌記事、論文などの文献をコピーで取り寄せることができます（要コピー料金）。

### 〔現物借り受け〕

希望する資料を所蔵館から借りることができます。利用条件は郵送に要する期間を含め、相手館の定めによります。

### 〔紹介状の発行〕

希望資料を所蔵する図書館へ直接行って利用することができます。

## (4) レファレンスサービス

調べもの、探しもののお手伝いをします。

## (5) コピーサービス

セルフサービス式コピー機（白黒1枚10円・カラー 1枚50円）が3A階に設置しております。原則として図書資料の複写が優先されます。また、図書資料を複写する場合には、「文献複写申込書」への記入が必要です。

## 6 図書利用時の注意

- (1) 資料を紛失したり、汚したりしたら、直ちにカウンターに申し出てください。  
その理由いかんによっては弁済してもらうことがありますので、大切に取り扱ってください。
- (2) 返却期限を過ぎても返却されない場合は、電話、TOPOSまたは郵送による督促を行ないます。延滞資料がある場合、新たな資料の貸出はできません。
- (3) 資料への書き込み、切り抜きなどの汚損・破損行為や、図書資料の撮影などは禁止されています。



## PC利用

L棟の一部のコンピュータは自由に利用できるようになっています。

L棟では、皆さんがコンピュータを使用して授業の課題やレポートの作成をしたり、自主的な学習をする時のサポートを行なっています。コンピュータを使用していてわからないことがあったり、何かトラブルがあった場合には、L棟2A階カウンターまで気兼ねなく相談してください。

### ① 利用時間

L棟の利用時間と同じです。利用時間については48ページを参照してください。

### ② 利用上の注意

#### ① 厳禁事項

コンピュータ教室やその付近での飲食は厳禁です。

#### ② 使用上のトラブル

コンピュータを使用するときには、何らかのトラブルがつきものです。特に、初心者ほどトラブルに対処できないのは当然のことです。

コンピュータを使っていて急に動かなくなるなど、自分ではどうしようもない場合や、マウスが動かない、モニタが映らないなどのトラブルを発見した場合は、L棟2A階カウンターに連絡してください。そのまま電源を切ると故障することがあります。

何かトラブルが起こったら、次の項目を正確に伝えてください。

1. どのソフトウェアを使用していたか
2. どのような動作をしていたか
3. どのようなエラーメッセージが表示されたか
4. エラーメッセージやトラブルに対してどのような動作を行ったか

#### ③ プリンタ用紙

各教室のレーザープリンタには、A4用紙が用意されています。それ以外の用紙に印刷したい場合は、各自で用意してください。

むやみに大量印刷を行なわないでください。またA4用紙がなくなった時には、L棟2A階カウンターに連絡してください。

#### ④教室内のコンピュータ

各教室は学内の全学生が使用します。「自分のものではない」という意識を持つください。

#### ⑤バックアップ

大切なデータはバックアップするなどして、各自で守ることを心がけてください。バックアップの方法がわからない場合は、L棟2A階カウンターで質問してください。

#### ⑥コンピュータ・ウィルス

あってはならないことですが、コンピュータ・ウィルスを発見した時には、大至急L棟2A階カウンターに連絡してください。自分が使っているコンピュータだけでなく、他のコンピュータやUSBメモリに感染している恐れがあります。

#### ⑦その他

ケーブルやキーボードの上にかばんや上着などの荷物を置かないでください。

レポート提出期間や卒業論文提出日付近はコンピュータを利用する人で大変混雑します。早めにレポート等を作成するなど、混雑緩和に協力をお願いします。

### ③ クラブ・サークル関係

クラブ・サークルやその他グループのマーリングリストを作成することができます。「グループ作成申請書」をL棟2A階カウンターに提出してください。

# 海外交流協定校

大学名	国
エベレット・コミュニティ・カレッジ Everett Community College	アメリカ・ワシントン州
ハワイ大学マノア校アウトリーチカレッジ University of Hawaii at Manoa Outreach College	アメリカ・ハワイ州
バレンシア・カレッジ Valencia College	アメリカ・フロリダ州
スインバーン工科大学 Swinburne University of Technology	オーストラリア・ビクトリア州
ボックス・ヒル・インスティチュート Boxbill Institute	オーストラリア・ビクトリア州
リンカーン大学 Lincoln University	ニュージーランド・クライストチャーチ
サン・カルロス大学 University of San Carlos	フィリピン・セブ
イエテボリ大学 教育学部 教育学科 University of Gothenburg department of education	スウェーデン
雲南大学 Yunnan University	中国・雲南省
広東外語外貿大学南国商学院 Guangdong University of Foreign Studies South China Business College	中国・広東省
広東工業大学 Guangdong University of Technology	中国・広東省
広東東軟学院 Neusoft Institute Guangdong	中国・広東省
浙江经贸职业技术学院 Zhejiang Institute of Economics and Trade	中国・浙江省
浙江财经大学东方学院 Zhejiang University of Finance & Economics Dongfang College	中国・浙江省
浙江旅游职业技术学院 Tourism College of Zhejiang China	中国・浙江省
浙江理工大学科技艺术学院 Keyi College of Zhejiang Sci-Tech University	中国・浙江省
浙江工业大学之江学院 Zhijiang College of Zhejiang University of Technology	中国・浙江省

※交流協定校での語学研修および海外留学に関する問合せは、地域・国際交流課で受け付けています。